

2026年9月 25 日制定

学校法人尚絅学院

学校法人尚絅学院 カスタマーハラスメントに対する基本方針

【はじめに】

学校法人尚絅学院（以下「本学院」という。）は、「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる。」を建学の精神として、これまで守り、継承してきました。

本学院では、健全な職場環境並びに教育・研究環境の維持及び向上を目的とし、また、これらの取り組みの推進等を図るため、「学校法人尚絅学院 カスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定いたしました。

本学院は本方針に則り、社会通念上相当な範囲を超える要求や言動に対して教職員を守り、健全な職場環境と教育・研究環境を維持・向上させるため、組織として毅然と行動いたします。

【本学院におけるカスタマーハラスメントの定義】

本学院に対する言動・行為のうち、当該言動・行為の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上許容される範囲を超えたものであり、かつ、当該手段・態様により、教職員の職場環境又は教育・研究環境を害するもの

【本学院におけるカスタマーハラスメントに該当する行為の例】

- ・暴力行為等の身体的な攻撃
- ・脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格否定等の精神的な攻撃
- ・大きな怒鳴り声をあげる等の威圧的な行動
- ・長時間の叱責、繰り返しの連絡等による継続的で執拗な言動
- ・不退去、長時間の居座り、電話での長時間拘束などの拘束的な行為
- ・差別的、性的な言動
- ・教職員個人への攻撃又は要求
- ・土下座を強いる行為等の過度な謝罪要求
- ・合理的な理由のない過剰な要求、特別扱いの要求、金銭補償の要求
- ・SNS 等のインターネット上における教職員の個人情報の投稿や誹謗中傷行為、本学院の信用を毀損させる行為又はこれらをほのめかす行為

※上記は例示であり、これらに限られるものではありません。

【本学院におけるカスタマーハラスメントへの対応】

本学院は、児童、生徒、学生等に対する適切な教育環境の維持及び向上のため、また、教職員に対する安全配慮義務を尽くす観点から、カスタマーハラスメントに該当すると判断される言動を確認した場合、以降の対応をお断りさせていただくなど、組織として毅然と対処します。

さらに、悪質な行為と認められる場合には、警察への通報や弁護士などの外部の専門機関と連携し、法的措置等も含めて厳正に対処します。